



お知らせ

個人市県民税の納税について

毎年 6 月に市県民税の税額を確定し、納税義務者の方へ納税通知書を 6 月中旬に送付します。

納税通知書に添付の課税明細の内容をご確認ください。

- 減免の申請は納付前に手続**
災害、死亡、退職などによる著しい所得の減少などで、税の納付が困難なときは、減免を受けられる場合がありますので、納期限までに申請してください（申請期日を過ぎた場合またはすでに納付した税額については減免対象とはなりません）。

[問](#)市役所税務課（内線 216）

個人住民税の定額減税について

国の経済対策として、個人住民税の定額減税が実施されます。

- 減税額**
①納税者本人 1 万円
②控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く）一人につき 1 万円
※令和 6 年度分の個人住民税の合計所得金額が 1,805 万円を超える方、均等割のみ課税となる方および住民税非課税の方は対象となりません。

- 手続きについて**
申告や申請などは必要ありません（市が算出し、減税を行います）。

- 実施方法**
①**給与天引の方**
令和 6 年 7 月分から翌年 5 月までの 11 カ月で減税額を

控除します。

②納付書や口座振替の方

第 1 期分の納付額から減税額を控除します。控除されない場合は、第 2 期分以降で順次控除します。

③年金天引きの方

令和 6 年 10 月分の年金天引きから減税額を控除します。控除されない場合は、12 月分以降で順次控除します。
※天引き初年度の方を除く

●確認方法

個人住民税の各種通知書に記載されております。

[問](#)市役所税務課（内線 216）

医療費のお知らせ（医療費通知）について

市の国民健康保険に加入されている被保険者全員の、医療機関で受診した医療費を記載した「医療費のお知らせ（医療費通知）」を世帯主へ送付しています。

- 送付時期および対象となる診療月**
医療費通知は、年 6 回、偶数月の月末ごろに発送しています。

4 月発送：1 月・2 月診療

6 月発送：3 月・4 月診療

8 月発送：5 月・6 月診療

10 月発送：7 月・8 月診療

12 月発送：9 月・10 月診療

翌年 2 月発送：11 月・12 月診療

世帯の中に該当月の受診者がいない場合は送付されません。また、原則再交付はしませんので、届きましたら大切に保管してください。

- 確定申告の医療費控除で使われる方へ**

11 月と 12 月診療分は、翌年 2 月中旬以降に発送されます。医療費通知は、送付時期に届い

ている医療機関からの請求に基づいて作成しているため、医療機関からの請求が遅れているなどの状況で、医療費が記載されない場合があります。

医療費通知に記載がされなかった自己負担額については、医療機関から発行される領収書を参考にする必要がありますので、領収書はすぐには捨てずに保管するようお願いします。

[問](#)市役所保険年金課

（内線 122・123）

6 月 23 日から 29 日までは「男女共同参画週間」です

令和 6 年度のキャッチフレーズは、『だれもがどれも選べる社会に』です。

男女共同参画社会は、男性も女性も、一人一人が職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会です。そうした社会の実現に向けて、各界、各層でさまざまな取組が行われるよう、国では男女共同参画社会基本法の施行日（平成 11 年 6 月 23 日）にちなみ、「男女共同参画週間」を実施しています。

男女共同参画社会を実現するためには行政だけでなく、市民の皆さん一人一人の取組が必要です。それぞれの立場で男女のパートナーシップやワーク・ライフ・バランスなどについて考え、男女が共に、さまざまな分野で活躍できる元気な弥富市をつくりましょう。

[問](#)市役所市民協働課（内線 434）

防災行政無線（同報無線）を用いた訓練を行います

地震などの発生時に備え、全国緊急地震速報訓練を行います。

この訓練は、全国瞬時警報システム（※J アラート）を用いて、全国一斉に実施するものです。

※J アラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

●訓練実施日時

6 月 20 日（木）午前 10 時ごろ

※この訓練は総務省消防庁の諸事情により、急きょ中止になる場合があります。

●訓練内容

市内 90 カ所に設置されている防災行政無線から次のように一斉に放送されます。

○放送内容

＜上りチャイム音＞
こちらは、広報やとみです。ただ今から訓練放送を行います。
{＜緊急地震速報チャイム音＞＋緊急地震速報。大地震（おおじしん）です。大地震です。これは訓練放送です。} ×3 回
こちらは、広報やとみです。これで訓練放送を終わります。
＜下りチャイム音＞

[問](#)市役所防災課（内線 482）

高齢者福祉票作成のご協力を

市では高齢者の見守りを目的として、高齢者福祉票を整備しています。

6 月から随時、担当地区の民生委員が昨年度までに福祉票を作成した方を訪問するとともに、新たにおおむね 70 歳以上でひとり暮らしの方およびおおむね 80 歳以上の高齢者のみの世帯を訪問し、本人の意向を確認して福祉票を作成します。

福祉票は高齢者の緊急時、関係機関との連絡などに活用させていただきますので、作成にご協力ください。

[問](#)市役所介護高齢課（内線 175）

TKE スポーツセンター トレーニング講習会 6 月の予定

トレーニング室をご利用いた

だくには、初回に無料のトレーニング講習会（器具説明など）を受講いただく必要があります。なお、小学生以下のご利用はできません。

●トレーニング室利用料

大人 300 円・中学生 150 円

●と き

①10：00 ～ ②14：30 ～

③18：30 ～

日 程	1 回目	2 回目
1 日	（土）	②
2 日	（日）	①
7 日	（金）	②
8 日	（土）	③
9 日	（日）	①
13 日	（木）	②
15 日	（土）	③
16 日	（日）	①
19 日	（水）	②
22 日	（土）	③
23 日	（日）	①
25 日	（火）	②
29 日	（土）	③
30 日	（日）	①

※予定は変更になる場合があります。

●所要時間

1 時間半程度

●持ち物

運動のできる服装、上履き

●申し込み方法

電話または窓口

[問](#)TKE スポーツセンター

（十四山スポーツセンター）

☎52-2110

不法就労・不法滞在防止にご協力を！

日本に滞在している不法残留者の数は、7 万 9,113 人（令和 6 年 1 月 1 日現在、法務省統計）となっていますが、これらの不法残留者などを雇った人も処罰の対象となります。

外国人を雇用する場合は、旅券、在留カード、就労資格証明書などをコピーではなく、原本で在留資格、在留期間などを確認して、就労が認められていない外国人を決して雇わないよう

にしてください。

警察では、こうした不法就労・不法滞在者の取締りを推進し、「安心」して暮らせる「安全」な地域づくりを目指しています。

情報提供など、住民の皆さんのご協力をお願いします。

[問](#)愛知県蟹江警察署

☎95-0110

催しもの

障がいのある方たちの「はたらくフェア 2024」**無料**

●と き

6 月 23 日（日）
午前 10 時～午後 2 時

●ところ

TKE スポーツセンター
（十四山スポーツセンター）

●内 容

多数の日中活動系福祉サービス事業所（就労系や生活介護）、地域活動支援センター事業所および一般企業などがブースを設け、それぞれの特色や仕事内容、福祉サービスの説明などを行います。

[問](#)市役所福祉課（内線 162）

海部南部障害者自立支援協議会

八穂環境学習教室

無料



●と き

8 月 3 日（土）
1 部：午前 9 時～午前 11 時
2 部：午前 11 時～正午

●ところ

八穂クリーンセンター

●講座名

1 部：ソーラー工作に挑戦
2 部：施設見学

●内 容

ソーラーパネルを使って工作をしよう。工作の後の施設見学は巨大クレーンが見学できます。

●対象者

小学生（対象外の方も参加で